

一般社団法人への移行認可申請について

公益法人制度改革への対応として、この間の会員通常総会及び理事会における審議、決定に基づき、以下のとおり一般社団法人への移行認可申請を行う。

1. 移行法人形態…「一般社団法人」

2. 認可行政庁…「内閣総理大臣」 (移行認可申請は内閣府公益認定等委員会を通じ行う。)

3. 認可申請日… 平成24年3月20日(予定) *評議員会の承認を得て実施。

4. 移行希望日… 平成25年4月1日

5. 移行認可申請における主要事項

(1) 一般社団法人移行後の「新定款案」は別添のとおりとする。

なお、「新定款案」は、平成23年6月23日開催の会員通常総会において承認された後、平成23年11月24日開催の理事会において一部修正の上、最終決定したものである。

(2) 「公益目的支出計画」の骨子は以下のとおりとする。

① (公益目的のための) 実施事業…次の事業とする。

- ・ 会報発行事業
- ・ (七大学への) 寄附事業

②公益目的支出額 …146,812千円/年 (①の事業に関する平成23年度予算額。正式には平成25年4月1日移行の場合は平成24年度決算額に修正となる。)

③公益目的財産額 …4,576,395千円

公益目的支出を要求される公益目的財産額は、当会が保有する土地及び建物を「長期事業継続資産」とした不動産鑑定評価額による。

④公益目的支出計画期間 (申請時点での計算期間) …32年 (③÷②)

6. 今後のスケジュール 本評議員会での承認後、次により移行認可の申請を実施する。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 3月20日 (予定) | 移行認可申請の実施 (電子申請を予定) |
| (2) 4月～7月 (予定) | 内閣府公益認定等委員会における認可審査 |
| (3) 6月28日 (木) | 会員通常総会 (移行認可申請の承認・確認) |
| (4) 10月～3月 (予定) | 新定款案附則3に基づく「最初の代議員」の選出 |
| (5) 平成25年4月1日 | 新法人登記 / 「一般社団法人」移行 |

以上